大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対し、同法第８条第１項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第８条第３項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和８年６月９日

長崎県知事　平田　研

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ厳原店

長崎県対馬市厳原町小浦字在長田34番１　ほか

２　届出の概要

大規模小売店舗の所在地の届出事項の変更

３　意見書の概要

(1)　意見書を提出した者

対馬市長　比田勝　尚喜

(2)　意見書の内容

意見なし

４　関係書類の縦覧

(1)　縦覧期間

公告の日から１月間

(2)　縦覧場所

県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び対馬市観光推進部観光交流商工課